

第2回懇話会における委員からの主な意見の概要

- 「定義」のところに、当事者個人をさす犯罪被害者等とは入っているが、当事者の集まりをさす犯罪被害者団体という言葉は明記されていないので、当事者個々だけではなく、当事者の集まりというものにも少し視点を移していくということも非常に大切なことだと思う。
- 「経済的負担の軽減等」について、抽象的な文言ではなく、ある程度具体的に書くことが、大阪市の姿勢を示すことになる。
- 「精神的被害からの回復に向けた支援」について、心的外傷性ストレス障害（PTSD）で苦しむ被害者が相談に来た時に、紹介できるようなところをきちっと確保することが大切である。
- 「意見の反映」については、表現が抽象的に書いてあるので、もう少し具体的に書いた方がよい。
- 「支援を行わないことができる場合」について、適切でないと認められる場合はどういふときなのかということ、はっきりさせるべき。
- 誰もが犯罪被害者の立場になる可能性がある。被害者の人生を守るために条例があるということで、「権利」という文言を入れるべきである。
- 被害者が、ある相談機関の窓口で一度話をし、別の相談機関でまた一から同じ話をするのはとてもつらいことだと思うので、一度聞いた話を関係機関の担当者同士でつなげる仕組みが必要だ。
- 被害者の立場に立てば、できる限り早く初期対応をするべきであり、迅速に弁護士を派遣するなどの仕組みが必要だ。
- 被害者は、精神的にも経済的にも社会的にも長年にわたり苦しむという実情について、教育の場で教えていくということ、国や地方公共団体にも頑張ってもらいたい。
- 犯罪被害の支援にあかるい有識者や弁護士などが常駐し、犯罪被害に遭って困っている人たちが、顔の見える関係で相談したり語り合うことのできる場所があればよい。